

学校における危機管理の手引き

総論

山形県教育委員会

はじめに

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要があります。しかしながら、近年、不審者による刺傷事件や声かけ事案、麻しんや新型インフルエンザなどの感染症の流行、腸管出血性大腸菌やノロウイルスなどによる食中毒の発生など、子どもたちの心身の健康を脅かす事件や事故などが発生している状況にあります。

こうした中、平成20年1月に中央教育審議会から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の答申があり、これを踏まえて、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号、「学校保健法」を改称）、学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）等が改正され、平成21年4月1日から施行されております。改正法では、保健管理の充実や危険発生時の対処要領の策定、学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準の法制化などが規定されており、学校においては、今後、安全・安心な環境の整備に努めながら、事件・事故等を防止するための取組を推し進めなければなりません。

そこで、県教育委員会では、各学校が社会の変化を踏まえたより効果的な危機管理体制の確立を図るための参考資料として、新たに「学校における危機管理の手引き」を作成しました。

学校における危機管理とは、子どもたち・教職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために、危機を予測・回避するとともに、危機発生時の被害を最小限に抑制する取組のことです。

この度作成した「学校における危機管理の手引き」は、学校における様々な危機の中でも、子どもたちの健康・安全に関する危機を対象とし、「総論」・「各論：学校保健編・学校安全編・学校給食編」の4部構成としました。「総論」では、学校保健編・学校安全編・学校給食編に共通する危機管理の基本的な事項等を示し、「各論」では、保健・安全・給食それぞれの領域における様々な危機に対する望ましい対応のあり方等について、具体的な対応例等を示しました。

本書が、各学校が策定している「危機管理マニュアル」等の改訂時に、参考資料として活用されるなど、安全・安心な学校づくりを推進するための一助として役立てられることを念願しております。

末尾となりますが、本書の作成にあたり御指導、御助言をいただきました、兵庫教育大学大学院教授 西岡 伸紀 先生をはじめ関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成22年11月

山形県教育委員会教育長

相馬 周一郎

目 次

第1章 「学校における危機管理の手引き」の基本的な考え方

1 危機管理の定義	1
2 危機管理の必要性	1
3 危機管理の目的	1
4 危機管理のプロセス	2
5 危機の分類	3
6 本手引きについて	4

第2章 学校における危機管理の進め方

1 危機管理体制の整備	5
2 危機管理マニュアルの作成	6

第3章 三段階の危機管理

1 事前の危機管理	8
2 緊急事態発生時の危機管理	31
3 事後の危機管理	39

第4章 参考資料

1 危機管理マニュアルの内容	42
2 学校における危機発生時の対応チェックリストの例	44
3 報道発表資料の例	47
4 危機発生原因の分析方法	48